

金融仲介業者各位殿

日産証券株式会社

## 株券等の移管に係る顧客負担費用キャッシュバック制度について

平素は、格別なるご高配に賜り誠に有難うございます。

表題のとおり『株券等の移管に係る顧客負担費用キャッシュバック制度について』下記、運用致しますのでご確認・周知の程、宜しくお願い致します。

### 記

#### キャッシュバック金額上限：

原則として1銘柄3,300円といたします。

これを超過して適用を行いたい場合、また、一顧客で月間総額33,000円超のキャッシュバックを行う場合においては、弊社の認可をもって適用することを可とします。

#### 適用対象株式等：

保振機構を通じて入庫されたものとし、一銘柄10万円以上を原則とし、入庫時点で個別に移管日当日最終値の単価で時価評価を行うものとします。

#### 申請方法：

『株券等移管費用のキャッシュバック申請書』によって行うものとします。

キャッシュバック金額は、顧客の負担した実費をもって確定させることとし、確認書類として移管元証券の発行した書面にて確認し、そのコピーを徴収して先述の申請書に添えて提出することとします。

#### キャッシュバック日等：

キャッシュバックは当月分（原則として月末迄の入庫分）を翌月の第4営業日に行うものとします。

\*顧客勘定には、翌月の第5営業日に預り金として計上されます。

（お振り込みの場合は、別途の送金依頼が必要です）

以上

申請・お手続き等でご不明な点は、お問い合わせください。